様式第１号（第３条関係）

福井市特定地域生活排水処理施設設置申請書

年　　月　　日

福井市長　　あて

住　所
氏　名　　印

福井市特定地域生活排水処理施設条例第４条第１項の規定により、特定地域生活排水処理施設の設置を希望するので、下記のとおり申請します。

記

1	設置申請場所	福井市
2	設置住宅の種類	専用住宅(自家・借家)・その他
3	使用水道の種類	・水道水 ・水道水以外 ・水道水と水道水以外の併用
4	住宅平面図	別紙のとおり
5	住宅の延べ面積	m^2
6	実使用人員	人（将来の使用人員　　人）
7	その他	住宅の新築、増改築等特別の事情がある場合は、その旨を記載すること。

様式第２号（第５条関係）

福井市特定地域生活排水処理施設設置工事計画通知書

年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

福井市長　　印

福井市特定地域生活排水処理施設条例第 4 条第 2 項の規定により、特定地域生活排水処理施設の設置工事計画を下記のとおり作成しましたので承認を求めます。

記

1　設置予定場所　　福井市

2　工 事 の 内 容　　合併処理浄化槽　　人槽の設置

3　工 事 の 時 期　　年　月　日
工期　　年　月　日から
年　月　日まで

4　そ　の　他

様式第３号（第５条関係）

福井市特定地域生活排水処理施設設置工事計画承認書

年　　月　　日

福井市長　　あて

申請者
住　所

氏　名　　㊞

土地所有者（申請者と異なる場合）
住　所

氏　名　　㊞

建築物所有（予定）者（申請者と異なる場合）
住　所

氏　名　　㊞

年　　月　　日付け　　第　　号で通知のあった　　年度福井市特定地域生活排水処理施設の設置工事について計画どおり承認します。

様式第４号（第６条関係）

<table>
<tr><td colspan="2">納入通知書　兼　領収証書</td></tr>
<tr><td>年度</td><td>地域生活排水特別会計</td></tr>
<tr><td>納期限
年　　月　　日</td><td>納付場所
福井市指定金融機関
福井市収納代理金融機関</td></tr>
<tr><td colspan="2">□□□－□□□□
住所</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名　　様</td></tr>
<tr><td>特定地域生活排水処理事業分担金</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記の金額を納期限までに納入してください。
年　　月　　日
福井市長
上記の金額を領収しました。
福井市指定金融機関
領収印
福井市収納代理金融機関</td></tr>
</table>

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３月以内に福井市長に対して審査請求をすることができます(なお、３月以内であっても、この通知の日から１年を経過すると審査請求をすることができません。)。

また、この処分の取消しの訴えは、当該事項についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この場合には、審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。)、提起しなければなりません(なお、６月以内であっても、この裁決の日から１年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第５号（第７条関係）

福井市特定地域生活排水処理事業分担金徴収猶予承認申請書

年　　月　　日

福井市長　　あて

住　所
氏　名　　㊞

次のとおり福井市特定地域生活排水処理施設条例第９条の規定により、分担金の徴収猶予を受けたいので申請します。

浄化槽設置住所	人槽		分担金額
		人槽	円
			円
			円
			円
徴収猶予希望期間	年　　月　　日まで		
申請の理由			

様式第６号（第７条関係）

福井市特定地域生活排水処理事業分担金徴収猶予決定通知書

年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

福井市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました分担金徴収猶予について、次のとおり決定しましたので、福井市特定地域生活排水処理施設条例施行規則第７条第２項の規定により通知します。

決　　定	徴収猶予する　　徴収猶予しない
決定の理由	

浄化槽設置住所	人　　槽	分担金額	徴収猶予期間
	人槽	円	年　　月　　日まで
	人槽	円	年　　月　　日まで
	人槽	円	年　　月　　日まで
	人槽	円	年　　月　　日まで
	人槽	円	年　　月　　日まで
備考			

(注)　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます(なお、３月以内であっても、この通知の日から１年を経過すると審査請求をすることができません。)。

また、この処分の取消しの訴えは、当該事項についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この場合には、審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。)、提起しなければなりません(なお、６月以内であっても、この裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第７号（第８条関係）

福井市特定地域生活排水処理事業分担金免除承認申請書

年　　月　　日

福井市長　　あて

住　所
氏　名　　㊞

福井市特定地域生活排水処理施設条例第 10 条の規定により、分担金の免除について下記のとおり申請します。

記

1　分担金の免除を必要とする理由

2　免除申請額

様式第８号（第８条関係）

福井市特定地域生活排水処理事業分担金免除決定通知書

年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

福井市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました分担金免除について、次のとおり決定しましたので、福井市特定地域生活排水処理施設条例施行規則第８条第２項の規定により通知します。

決　　定	免除する　　免除しない
決定の理由	

施設住所	人　　槽	① 分担金額	② 免除割合	①×②＝③ 免　除　額	①－③ 差引分担額
	人槽	円	%	円	円
	人槽	円	%	円	円
	人槽	円	%	円	円
	人槽	円	%	円	円
	人槽	円	%	円	円

(注)　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます(なお、３月以内であっても、この通知の日から１年を経過すると審査請求をすることができません。)。

また、この処分の取消しの訴えは、当該事項についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この場合には、審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。)、提起しなければなりません(なお、６月以内であっても、この裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第９号（第10条関係）

福井市特定地域生活排水処理施設使用開始(休止・廃止・再開)届出書

年　　月　　日

福井市長　　あて

住　所

氏　名　　印

福井市特定地域生活排水処理施設条例第 19 条又は第 26 条第 1 項の規定により、特定地域生活排水処理施設の使用について下記のとおり届け出ます。

記

開始等年月日　　年　　月　　日　　開始・休止・廃止・再開

様式第10号（第14条関係）

世　帯　員　異　動　報　告　書

年　　月　　日

福井市長　　あて

世帯員に異動がありましたので、福井市特定地域生活排水処理施設条例施行規則第 14 条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td colspan="2">使用者住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使 用 者 名</td><td colspan="2">㊞</td><td>電 話 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施 設 場 所</td><td colspan="4">福井市</td></tr>
<tr><td colspan="2">異 動 事 由</td><td colspan="4">出生　　死亡　　転入　　転出　　その他(　　)</td></tr>
<tr><td rowspan="8">異
動
内
容</td><td rowspan="3">出
生</td><td>異動者氏名</td><td colspan="3">出　生　日</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">死
亡</td><td>異動者氏名</td><td colspan="3">死　亡　日</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">転
入
出</td><td>異動者氏名</td><td>転　居　日</td><td>前住所又は転居先</td><td colspan="2">住民票の異動</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月　日</td><td></td><td colspan="2">済　・　未</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月　日</td><td></td><td colspan="2">済　・　未</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月　日</td><td></td><td colspan="2">済　・　未</td></tr>
<tr><td rowspan="2">そ
の
他</td><td>異動者氏名</td><td>異　動　日</td><td colspan="3">異　動　理　由</td></tr>
<tr><td></td><td>年　月　日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">世 帯 人 員</td><td>異　動　前</td><td>人</td><td>異　動　後</td><td>人</td></tr>
</table>

様式第11号（第15条関係）

特殊汚水排除量認定申告書

年　　月　　日

福井市長　　あて

福井市特定地域生活排水処理施設条例第21条第3項の規定により、汚水排除量の認定を受けたいので、次のとおり申告します。

<table>
<tr><td colspan="2">使用者住所</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使 用 者 名</td><td colspan="4">㊞</td><td>電 話 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施 設 場 所</td><td colspan="7">福井市</td></tr>
<tr><td colspan="2">業　　種</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">お客様番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>申 告 期 間</td><td colspan="3">年　　期分(　　月、　　月分)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">総使用水量
(ア)</td><td colspan="2">水道水</td><td colspan="2">井戸水</td><td colspan="2">その他</td><td colspan="2">計</td></tr>
<tr><td colspan="2">m³</td><td colspan="2">m³</td><td colspan="2">m³</td><td colspan="2">m³</td></tr>
<tr><td colspan="2">減 量 種 別</td><td colspan="8">冷却塔　　ボイラー　　製品含有　　散水　　その他(　　)</td></tr>
<tr><td rowspan="9">減量水量内訳</td><td rowspan="6">量水器</td><td></td><td>メータ番号</td><td>有効期限</td><td>今回指針(1)</td><td>前回指針(2)</td><td colspan="2">(1)－(2)m³</td></tr>
<tr><td rowspan="3">給　水
メータ
①</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">排　水
メータ
②</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">ブロー水量③</td><td colspan="2">種　　別</td><td colspan="3">ブロー率・量</td><td colspan="2">排出量　m³</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">製品含有等④</td><td colspan="2">製　品　名</td><td colspan="2">出荷高・原料使用量</td><td colspan="2">含有水率・量</td><td>含有水量　m³</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">減量水量計(イ)　［(①－②)＋(①－③)＋④］</td><td>m³</td></tr>
<tr><td colspan="8">減量水量の割合(ウ)　［減量水量計(イ)÷総使用水量(ア)×100］</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="8">減量水量(エ)</td><td>m³</td></tr>
<tr><td colspan="8">申告する汚水排除量(オ)　［総使用水量(ア)－減量水量(エ)］</td><td>m³</td></tr>
</table>

※減量水量(エ)の記入方法

減量水量計(イ)が 1 期あたり 100m³ を超える場合　→　(イ)の水量を記入する。

減量水量計(イ)が 1 期あたり 100m³ 以下の場合　減水水量の割合(ウ)が 20%以上ならば(イ)の水量を、20%未満ならば 0 を記入する。
→

様式第12号（第16条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">納入通知書　兼　領収証書</td></tr>
<tr><td>年度</td><td colspan="2">地域生活排水特別会計</td></tr>
<tr><td>お　客　様　番　号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>納期限
年　月　日</td><td colspan="2">納付場所
福井市指定金融機関
福井市収納代理金融機関</td></tr>
<tr><td colspan="3">□□□－□□□□
住所</td></tr>
<tr><td colspan="3">氏名　様</td></tr>
<tr><td>01―01―01―01―01
浄化槽使用料</td><td colspan="2">年　月分
円
(内消費税　円)</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記の金額を納期限までに納入してください。
年　月　日
福井市長
上記の金額を領収しました。

福井市指定金融機関
領収印
福井市収納代理金融機関</td></tr>
</table>

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に福井市長に対して審査請求をすることができます(なお、3月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。)。

また、この処分の取消しの訴えは、当該事項についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この場合には、審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。)、提起しなければなりません(なお、6月以内であっても、この裁決の日から1年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第13号（第17条関係）

福井市特定地域生活排水処理施設使用料減免申請書

年　　月　　日

福井市長　　あて

住　所
申請者
氏　名　　㊞

福井市特定地域生活排水処理施設条例第 22 条の規定に基づき、特定地域生活排水処理施設使用料の減免を受けたいので、福井市特定地域生活排水処理施設条例施行規則第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

施 設 場 所	福井市
使用水種別	水道水　　井戸水　　その他(　　)
減 免 期 間	年　　期から　(　　月、　　月分)
減 免 種 別	災害　　漏水　　その他(　　)
申 請 事 由	
摘　要	

様式第14号（第17条関係）

福井市特定地域生活排水処理施設使用料減免決定通知書

年　　月　　日

様

福井市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました福井市特定地域生活排水処理施設使用料減免について、次のとおり決定しましたので、福井市特定地域生活排水処理施設条例施行規則第17条第3項の規定により通知します。

決　　定	減免する　　減免しない
決定の理由	

減免について決定をした施設住所

施設住所	減免申請	① 使用料金額	② 減免割合	①×②＝③ 減　免　額	①－③ 差引使用料金額
	年度　期分	円	%	円	円
	年度　期分	円	%	円	円
	年度　期分	円	%	円	円

(注)　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます(なお、3月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。)。

また、この処分の取消しの訴えは、当該事項についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この場合には、審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。)、提起しなければなりません(なお、6月以内であっても、この裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第15号（第18条関係）

福井市特定地域生活排水処理施設使用料徴収猶予申請書

年　　月　　日

福井市長　　あて

住　所
申請者
氏　名　　㊞

福井市特定地域生活排水処理施設条例第 22 条の規定に基づき、特定地域生活排水処理施設使用料の徴収猶予を受けたいので、福井市特定地域生活排水処理施設条例施行規則第 18 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

施設場所	福井市
使用水種別	水道水　　井戸水　　その他(　　)
猶予期間	年　　期から　(　　月、　　月分)
猶予種別	災害　　その他(　　)
申請事由	
摘　要	

様式第16号（第20条関係）

福井市特定地域生活排水処理施設加入者地位承継届出書

年　　月　　日

福井市長　　あて

住　所
氏　名　　㊞

福井市特定地域生活排水処理施設条例第 29 条第 2 項の規定により、加入者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称		
住所		
承継年月日		
被承継者	氏名又は名称	
	住所	
承継の理由		